

---

## Ⅳ 地域福祉計画の基本理念および基本目標

---

### 1 地域福祉計画の基本理念

---

本市では、これまで国が策定指針で示してきた（１）住民参加，（２）共に生きる社会づくり，（３）男女共同参画，（４）福祉文化の創造の４つの理念を基本理念として掲げ，地域福祉の推進を図ってきました。

2017年（平成29年）6月に改正された社会福祉法（2018年（平成30年）4月1日施行）を踏まえ，国からは，これまでの基本理念の視点を大切にしながら，さらに社会的孤立や排除をなくし，誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の重要性が示されましたが，この実現のためには，地域住民等，支援関係機関および行政が今まで以上に連携・協働し，地域生活課題を「我が事」として捉え，「丸ごと」受け止めながら解決に向け努力することが重要となります。

そのため，本計画における基本理念は，これまで掲げていた４つの理念を踏まえ，さらに「地域共生社会」実現に向けた取組を進めるため，誰もがわかりやすい表現に改めました。

- ・ **基本理念 「みんなで創る地域共生社会」**  
～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～

### 2 地域福祉計画の基本目標

---

本計画では，基本理念実現のため，地域福祉懇談会や意識調査で把握した市の現状などを勘案したうえで，本市として地域福祉を推進するために必要な３つの基本目標を定め，それぞれの目標を達成するための施策を推進することとします。

#### ～ 基本目標１ 「人と人がつながる地域づくり」 ～

少子・高齢化の傾向が今後も進むと見込まれているなか，世代間交流の重要性が地域福祉懇談会で課題として挙げられ，意識調査では，年齢が低くなるほど「隣近所にどのような人が暮らしているのか知らない」や「隣近所とは軽い付き合いを望んでいる」といった回答の割合が高くなるなど（P18-ア，P19-イ参照），地域のつながりが薄れていくことが懸念されています。

そのため，世代を問わず地域住民等のつながりを築くことが，地域生活課題の把握や住民主体による課題解決に結びつくと考えられることから，「人と人がつながる地域づくり」を１つ目の基本目標に定めます。

---

## ～ 基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」 ～

高齢者世帯の増加など日常的な見守りや支援が必要な世帯が増えていくと考えられますが、意識調査では、「地域の中で何らかの手助けが必要な世帯が増えている」ことが地域生活課題として多く挙げられ（P20-ウ参照）、また地域福祉懇談会においても支援が必要と思われる方の早期発見や支援拒否に対する対応について意見が出されています。

地域の中で不安や課題を抱えている方に必要な支援を届けるためには、地域住民等がそれらの課題を早期発見し解決を図るとともに、地域住民等、支援関係機関および行政がそれぞれの役割を理解し連携を図ることで、必要な支援につなげる仕組みが必要なことから、「安心して暮らせる地域づくり」を2つ目の基本目標に定めます。

## ～ 基本目標3 「誰もが参加できる地域づくり」 ～

地域生活課題が多様化し、支援を必要とする方が増加すると考えられるなか、地域福祉懇談会では地域での交流や支え合いの不足に対する懸念が出され、意識調査では年齢が低くなるほどボランティア等への参加が少ない結果となっています（P21-エ参照）。

また、地域福祉活動には、交流の場やボランティア等に参加することばかりではなく、近所の高齢者世帯の様子を気にかけるなど、身近でできる取組も数多くあります。

こうした活動に主体的に取り組む地域住民等を増やすためには、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに、誰もが活動に参加しやすい環境づくりが重要なことから、「誰もが参加できる地域づくり」を3つ目の基本目標に定めます。

### 3 施策の体系図



